

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。

このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(ため池管理保全法)が令和元年7月に施行されました。



(満濃池)



(常盤湖)

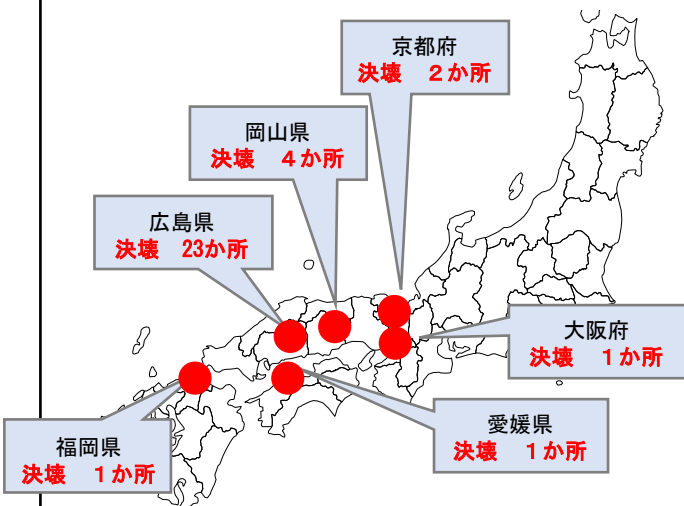
農林水産省農村振興局
令和元年7月
令和8年6月一部改正

法律制定の背景

平成30年7月豪雨と全国ため池緊急点検の実施

- ◆ 平成30年7月に全国各地を襲った豪雨災害では、西日本を中心に農地やため池等の農業水利施設に甚大な被害が発生。
- ◆ 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある88,133か所を対象に全国ため池緊急点検を実施し、応急措置が必要と判断された1,540か所について貯水位の低下等の措置を徹底。

平成30年7月豪雨の決壊数



応急措置の事例



ブルーシートによる被災箇所保護



水位を低下させる措置



土砂や流木等の撤去



土のうによる崩落箇所の拡大防止

農業用ため池を巡る課題

(1) 農業用ため池の把握

- ◆ 平成30年当時、全国に約17万箇所あるといわれていた農業用ため池のうち、「ため池データベース(受益面積0.5ha以上を対象)」に、所在地、所有者・管理者、諸元・構造等の情報が整備されていたのは、9.6万箇所。
- ◆ 全国ため池緊急点検では、現地に迅速に到達できない事例や、データベースに記載されていても既に廃止や荒廃している事例を確認。

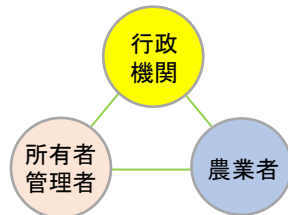
荒廃した農業用ため池



(2) 防災重点ため池(※)についての関係者の役割の明確化

- ◆ 防災重点ため池について、行政機関(国、都道府県及び市町村)の役割分担が不明確。
- ◆ 所有者、管理者、農業用水を利用する農業者それぞれの責務が曖昧。

※「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」施行(R2.10)により、現在は「防災重点農業用ため池」



(3) 権利関係が不明確なため池の保全管理体制の強化

- ◆ 所有者や利用者の世代交代が進み、施設の権利関係が不明確かつ複雑化(※)。
- ◆ 離農や高齢化によって、利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適切に行われなくなることが懸念。

※ H30時点で農業用ため池の約3割が所有者不明

(4) 補強対策(統廃合含む)の着実な実施

- ◆ 都市化や作物転換が進む中で、利用されなくなったにもかかわらず、放置されている施設が存在。
- ◆ 権利関係が複雑化して所有者を特定できない場合や、工事内容について地元の合意形成が困難な場合は、防災上必要な補強対策や統廃合を行うことができない状況。

総則 (第1条～第3条)

(1) 目的(第1条の概要)

- ◆ 本法律は、農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的とする。【法第1条】

(2) 定義(第2条の概要)

農業用ため池

- ◆ 農業用水の供給の用に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成される施設であること。
ただし、堤高15m以上のダム(河川法第44条第1項に規定するダム及び貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づいて設置され、かつ、土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの)は本法律の対象に含めない。

【法第2条第1項、規則第2条】

チェック 農業用ため池の定義
専ら治水や他用途に利用されているため池は、農業用ため池に該当しません。

管理者

- ◆ 農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)

【法第2条第2項】

防災工事

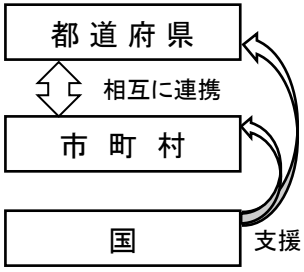
- ◆ 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事で、農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。【法第2条第3項】

チェック 防災工事の内容

- ①耐震対策:地震時における堤体の崩壊等に対応するための堤体の拡幅等の補強工事
- ②豪雨対策:豪雨時における堤体の越流や浸透による破壊に対応するための洪水吐容量の拡大等の工事
- ③老朽化対策:施設老朽化による堤体の破壊等に対応するための浸食された堤体の改修や護岸の整備の工事
- ④廃止:農業用ため池を廃止するための堤体の除去や開削、貯水池の埋立て等の工事

※堤体、取水設備、洪水吐などの修繕、堆積物のしゅんせつなどの管理行為は防災工事に含まれません。

(3) 責務(第3条の概要)



- ◆ 特定農業用ため池の指定
データベースの整備・管理、農業用ため池の整備等の技術支援【法第3条第1項】
- ◆ 農業用ため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策等【法第3条第1項】
- ◆ 広域的な見地からの調整、ため池防災支援システム等の開発や各種マニュアルの作成、情報提供等の支援【法第3条第2項】

チェック 相互の連携
区域内の農業用ため池全体を所掌する都道府県と、地域防災に責任を有する市町村が農業用ため池に関する情報収集や実態調査等について、連携して取り組むことが重要です。

農業用ため池の届出・管理

(第4条～第6条及び附則第2条関係)

(1) 農業用ため池の届出(第4条及び附則第2条の概要)

- ◆ 農業用ため池の所有者は、農業用ため池を設置又は廃止したときは、遅滞なく都道府県に届出を行うことが必要(届出情報に変更があった場合も同様)。【法第4条第1項及び第2項】
- ◆ 施行日前に設置された農業用ため池(以下「既存農業用ため池」という。)については、施行日から6か月以内に所有者又は管理者が届出を行うことが必要。【法附則第2条第1項】

届出の対象となる農業用ため池

- ◆ 本法律により定義される農業用ため池のうち、国や地方公共団体が所有するものを除く農業用ため池が対象。【法第4条第1項】

🔔 チェック 利用されていないため池

現在農業用に利用されていないため池でも、堤体が残っており、大雨の際に被害を及ぼすおそれがある場合には、届出を行うことが必要です。

届出すべき者

- ◆ 農業用ため池の所有者。【法第4条第1項】
- ◆ ただし、既存農業用ため池については所有者又は管理者。【法附則第2条第1項】

🔔 チェック 未届けの農業用ため池について

既存農業用ため池について届出が行われていないときは、都道府県は届出すべき者を特定して催告(附則第2条第3項)(※)を行います。また、市町村は未届けの農業用ため池があることを知ったときは、その旨を都道府県に通知する必要があります。

※催告の事例:

- ①市が開催した届出制度に係る説明会において、ある所有者から届出を出さない旨の意向が示された。
- ②電話連絡や面会を複数回実施し、県が所有者に対し届出を行うよう要請したが、所有者の意向に変化がなかったため、届出催告書(P.13にリンク先を掲載している「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」の別紙参考様式集のうち様式第4号)にて催告を実施(簡易書留で郵送)したところ、届出がなされた。

届出事項

- ◆ 届出は様式に従い、次の事項について記載。
【法第4条第1項、法附則第2条第1項、規則第4条、法附則第2条第1項】
- ① 農業用ため池の名称、所在地
- ② 農業用ため池の所有者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名
- ③ 農業用ため池の管理者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名
- ④ 管理の権原の種類、内容
 - ▶ 法人でない団体の場合はその代表者又は管理人
 - ▶ 権原の種類…委任、賃借、共同(入会)、その他(事務管理など)
 - ▶ 管理の内容…利水管理、草刈、軽微な修繕など
- ⑤ 堤高、堤頂長、総貯水量

[添付資料]

届出書には、次の資料を添付。

- ① 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- ② 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
- ③ その他参考となるべき書類(土地の登記事項証明書の写し、位置図など)

🔔 チェック その他参考となるべき書類

登記事項証明書の提出は必須ではありませんが、防災工事等を実施するためには、不動産登記簿上の所有者を把握しておく必要があることから、届出者から土地の登記事項証明書の提出を受けるか、行政機関により登記名義人の確認を行うことが望ましいと考えます。

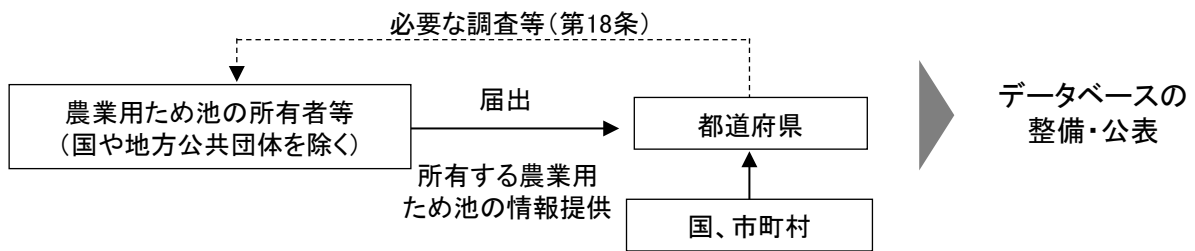
(2) データベースの整備・公表(第4条の概要)

- ◆ 都道府県は、農業用ため池に関する情報をデータベースとして整備するとともに、名称や所在地等の情報をインターネット等で公表する。【法第4条第3項】
- ◆ 都道府県は、国や市町村に対して、農業用ため池に関する必要な情報の提供を求めることができる。【法第4条第4項】

👉 チェック データベースに整備する農業用ため池の範囲

都道府県は、届出のあった農業用ため池に限らず、国や市町村が所有する農業用ため池も含めて、データベースの整備を行います。

データベースの整備・公表の流れ



👉 チェック 公表事項

公表事項は、次のとおりです。

- ・農業用ため池の名称及び所在地
- ・農業用ため池の所有者等の名称(所有者等が自然人であるときはその旨を記載する)
- ・ため池の堤高、堤頂長、総貯水量
- ・届出の年月日(届出が行われていない場合はその旨を記載する)
- ・特定農業用ため池の指定の有無と指定された年月日

(3) 農業用ため池の管理と勧告(第5条及び第6条の概要)

- ◆ 農業用ため池の所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)は、農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、農業用ため池の適正な管理に努める。【法第5条】
- ◆ 都道府県は、農業用ため池の所有者等が農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずる旨の勧告を行うことができる。【法第6条】

○勧告の具体例

- ① 堤体の変形、堤体からの漏水、洪水吐きの破損等に対応するための補修や補強等の防災工事の実施
- ② 管理者不在のため、施設の点検や洪水吐きの流木・堆積土砂の除去などの管理が行われていない場合における管理者の選任や管理上必要な措置の実施
- ③ 直ちに対策を行わなければならない場合の落水や土のうの設置などの応急措置の実施 等

○勧告の手続き

勧告は、勧告の必要性と内容を明確に示すため、農業用ため池の名称及び所在地並びに勧告の内容及び勧告の理由を記載した書面で行うものとし、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は内容証明郵便とすることが望ましい。

👉 チェック 管理上必要な措置を講じていない場合の考え方

農業用ため池の利用形態は様々であることから一概に定めることは困難ですが、堤体の変形や漏水、堆積土砂による洪水吐きの通水断面の阻害などにより、農業用水の貯留機能が損なわれ、決壊等による水害のおそれが高まっている状態の場合、管理上必要な措置が講じられていないと判断することが適当と考えられます。

特定農業用ため池の指定等 (第7条、第8条及び第12条関係)

(1) 特定農業用ため池の指定(第7条の概要)

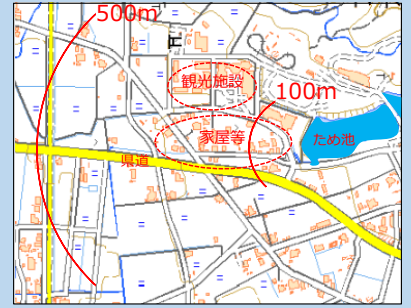
- ◆ 都道府県は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、市町村の意見を聴いた上で、「特定農業用ため池」に指定することができる。【法第7条第1項】

📌 チェック 防災重点農業用ため池との関係

防災重点農業用ため池の基準と同一ですが、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池は、特定農業用ため池の指定が必要な施設に該当しません。

＜指定基準＞ ※防災重点農業用ため池の基準(以下①から④までのいずれか)

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。



【令第1条】

- ◆ 市町村、農業用ため池の所有者、管理者、利水者又はその他の利害関係人は、特定農業用ため池に指定する必要があると思料する場合は、都道府県に申し出ることができる。【法第7条第4項】
- ◆ 都道府県は、特定農業用ため池に指定した旨を公示。【法第7条第3項】

(2) 行為制限(第8条の概要)

- ◆ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、都道府県知事の許可(国や地方公共団体の場合は協議)が必要。

【法第8条第1項及び第3項】

○許可を受ける際は、ため池の名称、所在地、行為の内容、施行方法、着手予定年月日、完了予定年月日、その他必要な事項を、許可申請書(又は協議書)(P.13にリンク先を掲載している「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」の別紙参考様式集のうち様式第12号)に記載し、行為の計画に係る計画説明書及び計画図を添付する。

○都道府県知事は、許可の可否を決定するに当たっては、申請に基づく行為に応じて、ため池の力学的・水理学的安全性などを検討する必要があるため、土地改良事業計画設計基準や土地改良事業設計指針「ため池整備」、許可申請者が用いている技術基準等を参考にする。

許可に当たっては、必要に応じ、工事報告書の提出などの条件を付すものとする。

📌 チェック 許可が必要な行為【法第8条第1項、令第2条】

農業用ため池の堤体に直接行う行為や、堤体の構造と密接に関わっている部分に行う行為で堤体の安全性を確認する必要があるものは、許可の対象となります。

- | | | |
|----------------------|-----------------|------------|
| 1) 堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽 | 2) 水底の掘削 | 3) 岸の形状の変更 |
| 4) 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止 | 5) 水上太陽光発電設備の整備 | |

📌 チェック 許可が必要な行為に該当しないもの

【法第8条第1項、規則第8条】

次の場合等は許可が必要な行為に該当しません。

- 1) 土地改良法に基づく土地改良事業
- 2) 防災工事として行う場合
- 3) 非常災害のため必要な応急措置
- 4) 修繕や堆積土砂のしゅんせつ等の管理に係る行為
- 5) 安全性の調査に係る行為(ポーリング等)
- 6) 河川法に基づく河川工事等(施行規則に定めのあるもの)



(3) 住民への周知(第12条の概要)

- ◆ 市町村は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項について、印刷物その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知するよう努める。

【法第12条】

👉 チェック ハザードマップの作成と周知

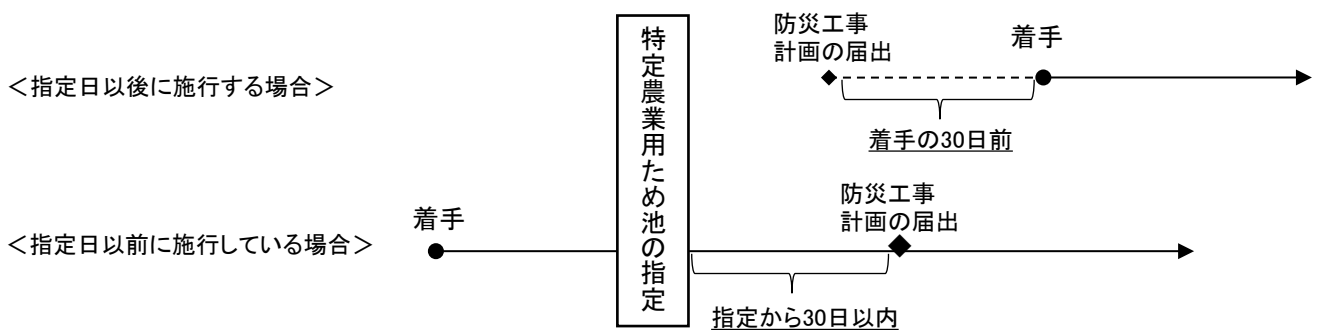
- ・ハザードマップを作成する場合は、地域住民を含めたワークショップを開催して、地域の意見を反映させるなど、防災意識の向上を図ることが大切です。
- ・印刷物の直接配布等により、地域の住民が確実に認識できるような方法で周知することが必要です。また、防災掲示板、広報誌、インターネットの利用等を併せて行くと、より効果的です。

特定農業用ため池の防災工事の施行 (第9条～第11条関係)

(1) 防災工事計画の届出(第9条の概要)

- ◆ 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、工事に着手する30日前までに都道府県への防災工事計画の届出が必要。【法第9条第1項】
- ◆ 特定農業用ため池に指定された際に現に防災工事を施行している場合は、指定日から30日以内に防災工事計画の届出が必要。【法第9条第2項】

防災工事計画の届出の期限



- ◆ 都道府県は、防災工事計画の内容が特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、届出を受理した日から30日以内に計画の変更を命ずることができる。

【法第9条第3項】

👉 チェック 防災工事計画の内容【規則第10条第1項】

- ・届出に係る特定農業用ため池の名称及び所在地
- ・防災工事の種類（耐震対策、豪雨対策、老朽化対策、廃止）
- ・防災工事の内容、施行方法（図面など必要な資料を添付）
- ・着手予定年月日、完了予定年月日

(2) 防災工事の命令(第10条の概要)

- ◆ 都道府県は、第6条の勧告を受けたにもかかわらず正当な理由(※1)なく防災工事を施行しない特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限(※2)を定めて、防災工事の施行を命ずることができる。【第10条第1項】
- ◆ 都道府県は、第9条第1項によって届出された計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、相当の期限(※2)を定めて、当該計画に従って防災工事を施行すべきことを命ずることができる。【第10条第2項】

※1 正当な理由

都道府県の職員等が立入調査等を行い、防災工事を行わない理由について判断することになる。「正当な理由」としては、「受注業者の事情で工事が施行されていない場合」、「工事費が不足している場合」等とすることが想定されるが、「別途工事を発注する」、「農林水産省の補助事業を活用する」等により対応可能であるため、これらは正当な理由とはならない。

なお、地方公共団体は、所有者等に対して農林水産省の補助事業について周知するとともに、土地改良事業団体連合会等と協力して、防災工事を含む農業用ため池の適正な管理に関する技術的な指導等を行うなどし、防災工事の実施を促進することが求められる。

※2 相当の期限

ため池の損傷の程度及び危険度又は切迫性、防災工事の規模又は内容、出水期等を踏まえて設定する。

【勧告(第6条)】

都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の専任等を勧告することができる。

【防災工事の施行(第9条第1項)】

特定農業用ため池の所有者等は、当該ため池について防災工事を施行しようとするときは、着手日の30日前までに都道府県知事に届け出なければならない。

【命令(第10条第1項)】

都道府県知事は、第6条の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事を施行しないときは、所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該防災工事の施行を命ずることができる。

【命令(第10条第2項)】

都道府県知事は、第9条第1項による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、届出を行った者に対し、相当の期限を定めて、防災工事を施行すべきことを命ずることができる。

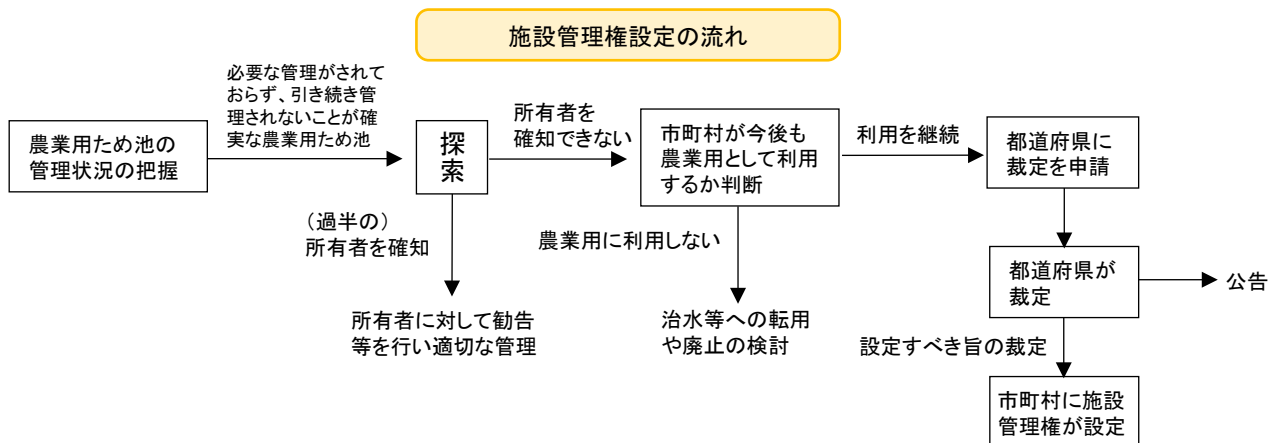
【参考：代執行による防災工事の実施事例】

- A県にあるBため池は、防災重点農業用ため池であり、下流に宅地、国道、鉄道が位置している。地震耐性評価の結果、所定の安全率を満たしていないことが判明し、県内の防災重点農業用ため池の中でも防災工事の優先度が高いと判断されたが、所有者等が不明であることから防災工事を実施することができなかった。
- 所有者等が不明であるため政令で定める探索(※)、ため池周辺の寺の過去帳の確認、住民への聞き取りを行った結果、所有者は確知できなかったが、管理者は確知。しかしながら、管理者に対して、想定していた防災工事を実施するように勧告しても対応が困難と考え、A県は管理者に対して防災工事の施行勧告はできないと判断。
- 所有者等に防災工事を施行すべき旨等の公告期間は、60日間と設定。

※ 令第3条に規定されている登記事項証明書の交付請求等の探索方法

裁定による特定農業用ため池の管理 (第13条～第17条関係)

- ◆ 市町村は、特定農業用ため池について、管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられていないことが確実であると見込まれる場合であって、探索を行っても所有者を確知することができないときは、都道府県に対し、当該特定農業用ため池を管理する権利(施設管理権)を市町村に設定することについて、裁定を申請できる。【法第13条第1項】
- ◆ 特定農業用ため池の所有者(共有持分が過半に満たない場合)又は農業用水の利水者等の利害関係人は、上記の申請をすべき旨を市町村に申し出ることができる。【法第13条第2項】



- ◆ 市町村は、施設管理権を取得した特定農業用ため池の管理に要する費用を、所有者から徴収することができる。【法第16条第3項、規則第21条】
- ◆ 市町村は、特に必要があると認めるときは、施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区等に行わせることができる。【法第16条第4項】
- ◆ 施設管理権の設定は20年を上限とするが、市町村は、その存続期間の延長の裁定を都道府県に申請することができる。【法第15条第3項、法第17条第1項】

報告徴収・立入調査

(第18条関係)

- ◆ 都道府県は、本法律の施行のために必要があるときは、農業用ため池の所有者等に対して管理の状況に関する報告を求めることができる。【法第18条第1項】
- ◆ 都道府県は、必要があるときは、農業用ため池又は他人の土地に職員又は委任した者に立ち入らせ、現地調査(測量等)を行うことができる。【法第18条第2項】
- ◆ 上記立入りについて、必要があるときは、市町村に必要な協力を求めることができる。【法第18条第8項】
 - 他人の土地への立入調査は、特定農業用ため池の指定や防災工事命令や代執行等を行うために行うもの。

その他

(1) 補助及び援助(第20条及び第21条の概要)

<ハード対策>【第20条】

- ◆ 都道府県は、市町村又は農業用ため池の所有者等に対し、防災工事に要する費用の一部を補助することができる。
- ◆ 国は、都道府県に対し、都道府県が上記により補助する費用の一部又は都道府県が自ら施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができる。

<ソフト対策>【第21条】

- ◆ 国及び地方公共団体は、農業用ため池の所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確保、技術的な指導その他の援助に努める。
- ◆ 国及び地方公共団体は、必要があるときは、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。
(国の補助事業等の詳細はP.11及びP.12を参照)

(2) 罰則(第23条～第25条及び附則第3条の概要)

- ◆ 農業用ため池の届出、行為制限、防災工事の施行、報告徴収及び立入調査等の事項に関し、罰則を規定。

過料(第25条及び附則第3条の概要)

- ◆ 農業用ため池を設置する際に届出をしなかった所有者や法施行時に存在していた農業用ため池の届出をせず、催告されても正当な理由がなく催告に係る期間内に届出をしなかった当該農業用ため池の所有者等は10万円以下の過料に処することとなる。

○ 過料の決定手続きは、非訴訟事件手続法に規定があるが、一般的には、過料に処せられるべき者があることを知った者が裁判所に通知して手続が開始される。そのため、本法律では、農業用ため池の設置等の際の所有者による届出先である都道府県知事が、過料の通知を管轄裁判所に行うことが考えられる。なお、過料決定後の徴収は、検察官が行うこととなる。

○ 裁判所に通知する場合は、所有者等の所在地を管轄する裁判所に相談してください。

罰金(第23条の概要)

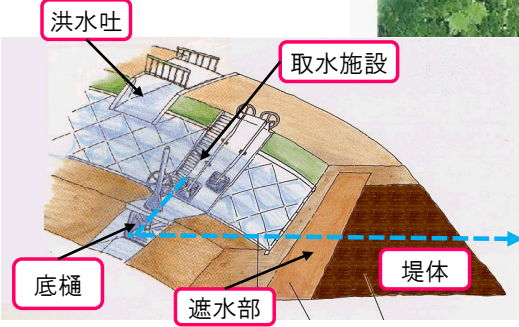
- ◆ 以下の行為のいずれかに該当する者等を50万円以下の罰金に処することとなる。
 - ・特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする際に知事の許可を受けなかった者
 - ・特定農業用ため池の防災工事に着手する30日前までに知事に届出をしないで防災工事を施行した者
 - ・届出された防災工事計画が決壊による水害等の防止に十分でないとして知事が認める際に知事から発出される計画変更命令に違反して、防災工事を施行した者
 - ・第6条の勧告を受けても正当な理由なく防災工事を施行しない所有者等に対して知事から発出される施行命令に違反した者
 - ・知事から求められた管理状況に関する報告をしない者
 - ・正当な理由なく、特定農業用ため池の指定等のために都道府県職員等が行う測量のための立入り等を拒んだ者

○ 罰金を科すかどうかやその額は裁判所が決定し、徴収は検察官が行うこととなる。

○ 罰金に処すべき事案を確知した場合、まずは最寄りの警察署に相談してください。

【参考】農業用ため池の防災・減災対策に活用可能な主な補助事業 (支援イメージ)

(令和6年10月時点)



ハザードマップを作成したり、
ため池サポートセンター等
の支援を得たりしたい
【支援事業⑩】

ため池の廃止

堤体を開削するなど、貯水機能を喪失させたい
【支援事業③⑧】

ため池の管理

- ・緊急時のための排水ポンプなどを設置したい【支援事業⑤⑨】
- ・堤体の草刈りを行いたため池を適切に管理したい【支援事業⑫⑬⑭】
- ・流域治水対策として低水位管理を行いたい【支援事業④⑪】
- ・緊急的な防災対策及び流域治水対策にICT機器を活用したい
【支援事業 設置:⑤⑨⑪ 運用:⑪⑫⑬】



地震・豪雨対策

地震に対して損傷が発生しない
よう補強したい【支援事業②⑦】



↓ (堤体の押盛土
による補強)



洪水吐を拡幅して洪水を安全に
流下させたい【支援事業②⑦】



↓ (洪水流下能力の
増加)



老朽化対策

経年変化に伴う堤体の漏水や浸食を防止したい
【支援事業②⑦】



↓ (法面保護による侵食防止)



【参考】 農業用ため池の防災・減災対策に活用可能な主な補助事業

(令和8年6月時点)

支援事業名	事業内容	事業主体	補助率	主な実施要件
農村地域防災減災事業	① 実施計画策定、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額(10/10)等	
	② 防災工事(地震・豪雨、老朽化対策)		50% 等 (緊急性が高いもの等は55%に嵩上げ)	・総事業費800万円以上※ ・受益面積2ha以上 等
	③ ため池の統廃合		定額(10/10)等	・想定被害額500万円以上 ・防災重点農業用ため池 等
	④ 洪水調節機能の付与・増進や低水位管理のために必要な整備(洪水吐きスリット等)		50% 等	・防災受益面積7ha以上 等
	⑤ 緊急的な防災対策(簡易な整備、排水ポンプの設置等)、観測機器の設置等		定額(10/10)	・受益面積2ha以上 等
農業水路等長寿命化・防災減災事業	⑥ 実施計画策定、耐震性点検、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額(10/10)	
	⑦ 防災工事(地震・豪雨、老朽化対策)		50% 等	・総事業費200万円以上 ・受益者2戸以上
	⑧ ため池の廃止		定額(10/10)等	・想定被害額500万円以上 等
	⑨ 緊急的な防災対策(排水ポンプの設置等)、危機管理システム等整備		定額(10/10)	・総事業費200万円以上 等
	⑩ ハザードマップ作成、管理者等への技術的指導(ため池サポートセンター)支援、監視・保全管理に資する活動、防災訓練等	都道府県、市町村、土地改良区等	定額(10/10)等	・総事業費200万円以上 ・防災重点農業用ため池
水利施設管理強化事業(特別型)	⑪ 流域治水のために必要な取組(事前排水による低水位管理に係る人件費、遠隔監視機器の通信費等)	都道府県、市町村	50%	・流域治水プロジェクト等に位置付けられていること
多面的機能支払交付金	⑫ 共同活動の一環として行われる堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織、広域活動組織	定額	
中山間地域等直接支払交付金	⑬ 中山間地域における堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織	定額	・集落等で協定を締結し共同取組活動に位置づけること
農地耕作条件改善事業	⑭ 除草に使用する共同利用機器の導入等	都道府県、市町村、土地改良区等	50%	・農振農用地のうち地域計画の策定区域 ・総事業費200万円以上 ・農業者数2者以上 等

問合せ先

本資料や法律に関して御不明な点がございましたら、以下の農林水産省(本省)又は各地方農政局等にお問い合わせ下さい。

本省・地方農政局等 (管轄区域)	担当部署	TEL
農林水産省(本省) (北海道を含む全国)	農村振興局 防災課	03-6744-2210(直通)
東北農政局 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県)	農村振興部 防災課	022-263-1111(内線4555)
関東農政局 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県)	農村振興部 防災課	048-600-0600(内線3552)
北陸農政局 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	農村振興部 防災課	076-263-2161(内線3581)
東海農政局 (岐阜県、愛知県、三重県)	農村振興部 防災課	052-201-7271(内線2672)
近畿農政局 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県)	農村振興部 防災課	075-451-9161(内線2571)
中国四国農政局 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県)	農村振興部 防災課	086-224-4511(内線2681)
九州農政局 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県)	農村振興部 防災課	096-211-9111(内線4788)
沖縄総合事務局 (沖縄県)	農林水産部 農村振興課	098-866-0031(内線83340)

(令和6年10月時点)

※具体的な手続き等の詳細は、以下に記載しています。

○農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について

(https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/attach/pdf/kanrihozenhou-8.pdf)

○農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン

(https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/attach/pdf/kanrihozenhou-10.pdf)

上記を含む、ため池管理保全法についての情報は以下を参照ください(農林水産省ホームページ)。

(https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/kanrihozenhou.html)